

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：大豊町指定棚田地域振興活動協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

(1) 旧天坪村地域

- ①北川二区の棚田 (1/5 (4.3ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 4.3ha)
北川二区の段々畑 (平均傾斜 15° (1,970 m²))

(2) 旧大杉村地域

- ①小川の棚田 (1/5 (3.4ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 3.4ha)
小川の段々畑 (16° (2.7ha))
- ②大王上の棚田 (1/15 (1.8ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 1.8ha)
大王上の段々畑 (21° (0.2ha))
- ③大王下の棚田 (1/8 (10.5ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 10.4ha)
大王下の段々畑 (16° (3.1ha))
- ④杉の棚田 (1/7 (3.1ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 3.1ha)
杉の段々畑 (15° (0.1ha))
- ⑤津家の棚田 (1/15 (5.0ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 3.9ha)
津家の段々畑 (13° (1.1ha))
- ⑥穴内の棚田 (1/7 (17.4ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 17.4ha)
- ⑦和田の棚田 (1/8 (4.2ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 4.2ha)
和田の段々畑 (14° (1.3ha))
- ⑧谷の棚田 (1/9 (1.3ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 1.3ha)
谷の段々畑 (10° (0.5ha))

(3) 旧西豊永村地域

- ①西庵谷の棚田 (1/6 (6.7ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 6.7ha)
西庵谷の段々畑 (16° (1.5ha))
- ②東庵谷の棚田 (1/6 (12.0ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 12.0ha)
東庵谷の段々畑 (18° (7.5ha))
- ③佐賀山の棚田 (1/6 (3.5ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 3.5ha)
佐賀山の段々畑 (20° (7.3ha))
- ④西梶ケ内の棚田 (1/5 (1.5ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 1.5ha)
西梶ケ内の段々畑 (20° (4.2ha))
- ⑤黒石の棚田 (1/9 (1.5ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 1.5ha)
黒石の段々畑 (13° (2.4ha))
- ⑥中屋の棚田 (1/10 (2.2ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 2.2ha)
中屋の段々畑 (8° (0.8ha))
- ⑦上東の棚田 (1/7 (2.6ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 2.6ha)
上東の段々畑 (16° (0.3ha))
- ⑧上桃原の棚田 (1/4 (1.9ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 1.9ha)
上桃原の段々畑 (20° (4.5ha))
- ⑨永湧の棚田 (1/4 (1.2ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 1.2ha)
永湧の段々畑 (20° (7.1ha))
- ⑩大砂子の棚田 (1/3 (1.0ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 1.0ha)
大砂子の段々畑 (22° (6.7ha))

(4) 旧東豊永村地域

- ①八畝の棚田 (1/6 (7.0ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 7.0ha)
八畝の段々畑 (20° (9.8ha))
- ②怒田の棚田 (1/5 (11.3ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 11.3ha)
怒田の段々畑 (18° (19.3ha))
- ③三津子野の棚田 (1/7 (2.6ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 2.6ha)
三津子野の段々畑 (18° (4.4ha))
- ④柚木の棚田 (1/7 (3.7ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 3.7ha)
柚木の畑 (16° (4.8ha))
- ⑤蔭の棚田 (1/7 (8.3ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 8.3ha)
蔭の段々畑 (14° (1.3ha))
- ⑥栗生の棚田 (1/16 (1.0ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 1.0ha)
栗生の段々畑 (22° (1.3ha))
- ⑦西川の棚田 (1/6 (3.4ha) うち政令に定める棚田地域の要件に該当する 1/20 以上の一団の棚田は 3.4ha)
西川の段々畑 (14° (2.4ha))

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 計画期間中の指定棚田における農地面積の耕作放棄を減少させる。
 - 有害鳥獣の駆除や被害防止を促進し、猿、猪、鹿等の鳥獣被害の減少を図る。
- ・担い手の確保
 - 町内の棚田の保全に取り組む担い手を増加させる。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 新規認定農業者や認定農業者等へ、農地の集積を図る。

項 目	目 標
中山間地域等直接支払制度の参加農地減少率	令和6年実績面積から10%未満
中山間地域等直接支払制度の参加協定数	24協定より減少なし
有害鳥獣の捕獲頭数	現状、約2,800頭／年のところ、 5年間で14,000頭の捕獲数増
鳥獣被害防止のための電柵設置距離	現状、約10,000m／年のところ、 5年間で50,000mの延長増
担い手確保のための研修会の企画・立案／実施	1回／年
新規就農者・認定農業者の経営体数	14から15へ1経営体の増
大豊町小規模ほ場整備事業による農地集積面積	現状、約7,000㎡／年のところ、 5年間で35,000㎡の集積面積増

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - －大豊町内で作られた棚田米の出荷量の維持・促進を図る。
 - －段々畑での作られた野菜、柚子等の出荷量の維持・促進を図る。
 - －町内農産物の販売の促進を図る。

項 目	現状	目 標
米の出荷量	約10,000kg／年	12,000kg／年
野菜・柚子等の出荷量	約57,000kg／年	58,000kg／年

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・地域振興の活動促進
 - －町外からの来訪者を増加させ、地域振興を図る。

項 目	目 標
イベントの企画・立案／実施	1回／年

3 計画期間

認定の月から令和12年3月31日

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
 - 中山間地域等直接支払制度交付金、多面的機能支払交付金を活用しながら、棚田の耕作地の維持、耕作放棄地の減少を図る。
 - 有害鳥獣捕獲報償金事業等を促進し、鳥獣被害の減少を図る。
 - 県・町の補助金等を活用し、鳥獣被害防止のための電柵設置の推進を図る。
 - 大豊町小規模ほ場整備事業等を活用し、農地集積の促進を図る。
- ・担い手の確保
 - 県外からIターン、Uターンの就農者確保のために移住希望者の集うイベントへ参加する。
 - 新規就農者・認定農業者の確保のための研修等を企画・立案・実施する。
- ・生産性・付加価値の向上
 - 大豊町小規模ほ場整備事業等を活用し、農地の集積を図る。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
 - 農業再生協議会と協力し、各種補助金制度を利用し、農地維持の促進を図る。
 - 各地域にある集落活動センター等と協力し、町内の棚田米や野菜、柚子等の農産物の販売促進を図る。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・地域振興の活動促進
 - 棚田でのコンサート等のイベントを企画し、町外からの来訪者を誘客する。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者、中山間地域等直接支払制度の集落協定、多面的機能支払制度の活動組織等である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

- (1) 大豊町
- (2) 認定農業者
- (3) 嶺北農業改良普及所
- (4) 高知県農業協同組合
- (5) 大豊町農業委員会

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。